

令和7年度答申第37号
令和7年9月12日

諮問番号 令和7年度諮問第48号（令和7年8月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者雇用調整金の不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）50条1項の規定に基づき支給される障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給申請（以下「本件支給申請」という。）をしたところ、処分庁がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）障害者の雇用に関する事業主の責務

障害者雇用促進法37条1項及び2項は、全て事業主は、対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有

するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならないと規定している。

(2) 納付金関係業務

ア 障害者雇用促進法49条1項は、厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行うと規定し、同項1号には、事業主に対する調整金を支給することが掲げられている。

イ 障害者雇用促進法49条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする規定している。

(3) 障害者雇用調整金の支給

ア 障害者雇用促進法50条1項は、機構は、政令で定めるところにより、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、同法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数（以下「雇用障害者数」という。）の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給すると規定している。

イ 上記の委任を受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「障害者雇用促進法施行令」という。）13条は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする規定している。

ウ 上記の委任を受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「障害者雇用促進法施行規則」という。）15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書を機構に提出しなければならないと規定し、同条3項は、同条1項の申請書（障害者雇用調整金支給申請書）の提出は、障害者雇用促進法56条1項の申告書（障害者雇用納付金申告書）の提出と同時にしなければならないと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、結婚式披露宴等に要する調理飲食に関する事業、飲食店の経営等を目的としてA地に設立された株式会社であり、常用雇用労働者の総数が100人超の事業主である。

(履歴事項全部証明書、令和7年8月19日付けの審査庁の事務連絡(以下「本件事務連絡」という。))・記6の回答)

(2) 審査請求人は、令和6年5月15日、同月9日作成の令和6年度障害者雇用調整金申請書(以下「本件支給申請書」という。)をレターパックに封入し、郵便ポストに投函して処分庁に送付した。処分庁が受領したレターパックの消印は、令和6年5月16日であった。

(審査請求書、本件支給申請書、本件支給申請書が入っていたレターパック)

(3) 処分庁は、令和6年12月13日付けの不支給決定通知書により、審査請求人に対し、本件支給申請について不支給とする決定(本件不支給決定)を通知した。

上記不支給決定通知書には、「障害者雇用調整金を支給しない理由」として、「令和6年度における申請について、期限を徒過し、支給申請されたため。」と記載されていた。

なお、審査請求人は、令和6年12月19日、本件不支給決定があったことを知った。

(「不支給決定通知書」と題する書面、審査請求書)

(4) 審査請求人は、令和7年3月14日付けで(審査庁による受付は同月18日)、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、本件事務連絡・記7の回答)

(5) 審査庁は、令和7年8月1日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件支給申請書の提出期限を超過したため、処分庁から、令和6年度障害者雇用調整金1,102,000円は不支給決定との通知を受けた。本件支給申請書の提出期限は、令和6年5月15日までの消印有効であったが、審査請求人は、本件支給申請書を同日にポストへ投函したものの、消印は同月16日となり、申請日が同日となったためとされている。

審査請求人は、令和2年度より、法定雇用障害者数を達成し、障害者雇用調整金を利用しており、今後も、小規模な会社ながら予算を立て、障害者施

設への働きかけを行う等、積極的な活動を行う所存である。

以上から、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

調整金は、障害者雇用促進法施行令13条において、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとされている。

令和6年度障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書（以下「本件記入説明書」という。）において、令和6年度の調整金の申請期間は令和6年5月15日までであること及び申請期限を過ぎた申請に対しては調整金を支給できないこと並びに郵便による申請の場合は当日消印まで有効である旨記載し、周知している。

なお、事業主の過年度の雇用状況に応じて調整金の支給可否を決定することは法令上認められておらず、また、調整金の申請期間や方法について記入説明書において十分に説明されていることから、あくまで法令上の規定に基づき、申告申請期間内に申請された事業主に対して調整金を支給することになる。

以上によれば、本件不支給決定には違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

審査請求の受付 : 令和7年3月18日

審理員意見書の提出 : 同年6月13日

本件諮問 : 同年8月1日

(審理員意見書の提出から約1か月半、審査請求の審査庁受付から約4か月半)

(2) そうすると、本件では、審理員意見書の提出から諮問までに約1か月半の期間を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約4か月半の期間を要している。

しかし、上記の手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕

方を早急に改善されたい。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

障害者雇用促進法施行令 13 条は、調整金は、各年度ごとに、翌年度の初日から 45 日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとするとして規定し（上記第 1 の 1 の（3）のイ）、障害者雇用促進法施行規則 15 条 1 項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書を機構に提出しなければならないと規定している（上記第 1 の 1 の（3）のウ）。

そして、本件記入説明書には、①常用雇用労働者の総数 100 人超の事業主の場合、令和 6 年度の調整金（申請対象期間は令和 5 年 4 月 1 日から同 6 年 3 月 31 日）の申請期間は令和 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までであること、②申請期限を過ぎた申請に対しては調整金を支給できないこと及び③郵便により送付して提出する場合は申請期限の当日消印まで有効であることを記載している。

したがって、審査請求人が令和 6 年度の調整金（申請対象期間を令和 5 年度とするもの）の支給を受けるためには、「翌年度の初日から 45 日以内」である令和 6 年 5 月 15 日までに本件支給申請書を提出して支給の申請をしなければならない、郵便により送付して提出する場合には、同日までの消印によるものであることが必要であった。

しかし、審査請求人は、令和 6 年 5 月 15 日、同月 9 日作成の本件支給申請書を封入したレターパックを郵便ポストに投函して処分庁に送付したとするものの、レターパックの消印は同月 16 日であった（上記第 1 の 2 の（2））のであるから、本件支給申請は、申請期間を徒過しており、審査請求人は、障害者雇用促進法施行令 13 条で定める、翌年度の初日から 45 日以内に支給の申請を行った事業主には該当しない。したがって、審査請求人は、令和 6 年度の調整金の支給を受けることはできない。

審査請求人は、令和 2 年度より、法定雇用障害者数を達成し、障害者雇用調整金を利用していることや、今後も、障害者施設への働きかけを行う等、障害者の雇用に積極的な活動を行うことを主張している（上記第 1 の 3）が、これらの主張は、上記の判断に影響するものではない。

したがって、本件不支給決定は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美